

経緯

1 県に対する通報等

(1) 官製談合に係る通報

平成 28 年 9 月 28 日～10 月 4 日、談合情報提供者（E氏）から、「東葛飾土木事務所が発注する『平成 28 年度県単地域排水路整備工事(その 1)』ほか複数の工事について、東葛飾土木事務所の所長（職員 A）及び維持課長（職員 B）が事業者 D に入札情報を漏洩している」との官製談合情報が寄せられた。

(2) 業者からの接待に係る通報

平成 28 年 10 月 3 日～4 日、E氏から、「事業者 D の取締役（C氏）が 9 月に、東葛飾土木事務所など複数の事務所の職員を接待している」との情報が寄せられた。

(3) 通報者情報等の漏洩に係る通報

平成 29 年 3 月 31 日～4 月 5 日、E氏から、「県土整備部と水道局への通報時に使用仮名等が事業者 D に漏れている」との情報が寄せられた。

2 県の初動対応

(1) 官製談合に係る調査等（県土整備部で実施）

- 公正入札調査委員会が審議の上、通報内容を公正取引委員会及び捜査機関へ通報
- 職員の調査（平成 29 年 3 月）……職員 A、B とも情報漏洩を否定
- 事業者 D の調査（平成 29 年 3 月）……入札情報の入手を否定

＜工事概要＞

工 事 名	平成 28 年度県単地域排水路整備工事（その 1）
入 札 方 式	一般競争入札（総合評価型）
契約概要	契 約：平成 28 年 9 月 1 日 落 札 額：113,940,000 円（税込） 工 期：平成 28 年 9 月 2 日～平成 29 年 2 月 9 日まで

(2) 業者からの接待に係る調査（県土整備部で実施）

平成 29 年 3 月、会食に参加したとされる職員を調査したところ、C氏と県職員が同席する会食が 6 月にも行われていたことが判明したため、両方の会食を調査した。

＜聴取概要＞

開催日	平成 28 年 6 月 17 日	平成 28 年 9 月 13 日
場 所	千葉市内の飲食店	千葉市内の飲食店
参加者	県議 1 名（F 議員） 事業者 D の役員 C 氏 県職員 13 名	県議 1 名（G 議員） 事業者 D の役員 C 氏 県職員 9 名
支払	会費制で 5 千円	会費制で 5 千円～1 万円
その他	コンパニオン同席との証言あり C 氏の同席を事前に把握せず	コンパニオン同席との証言あり C 氏の同席を事前に把握せず

(3) 通報者情報等の漏洩に係る調査（県土整備部と水道局で実施）

平成 29 年 4 月に、E氏から通報された談合情報に接することのできた職員に対する調査を行ったが、漏洩の事実は確認できなかった。

3 職員の逮捕・起訴

	職員 A	職員 B
29 年 11 月 23 日	逮捕	逮捕
29 年 12 月 13 日	起訴	略式命令罰金 80 万円
30 年 3 月 26 日	判決（懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年））	

＜起訴事実＞

- ① 予定価格の教示（職員 A）
- ② 入札参加業者の教示（職員 A）
- ③ 技術評価点の教示（職員 A）
- ④ 調査基準価格の教示（職員 A・職員 B）

調査

4 再調査

（調査時期：平成 29 年 12 月～平成 30 年 6 月）

(1) 官製談合に係る再調査（県土整備部・水道局・企業土地管理局で実施）

逮捕・起訴事案について、職員 A・B に再調査したところ、起訴事実と同様の回答を得た。

また、逮捕・起訴事案以外に、職員 A・B や事業者 D が関与・受注した工事で入札情報の漏洩等が行われていないかを確認するため、職員 A・B が過去に勤務した所属や事業者 D に工事を発注した所属の職員等に対する調査を行ったところ、違法な事実は確認されなかった。

① 起訴事実及び逮捕職員が関与する他の工事に関する調査

- 職員 A……起訴事実を認めるとともに、「27 年度工事でも C 氏へ教示した」と回答（※C氏は公判で否定）
- 職員 B……起訴事実は認め、他には入札情報の漏洩は行っていないとの回答
- C 氏……調査への協力を拒否 ・事業者 D……当時の状況がわからず、協力困難と回答
- 職員 A・B が過去に勤務した所属の職員（回答者 110 人）……「事件発生時期に、職員 B が C 氏と別室に移動していた」との証言があったが、それ以外では不審な行動があったとの証言はなかった。

② 事業者 D が受注した他の工事に関する調査

- 事業者 D に発注した所属の職員（回答者 600 人）……事業者 D に情報漏洩したとの事実は確認されなかった。
- C 氏……調査への協力を拒否 ・事業者 D……当時の状況がわからず、協力困難と回答

(2) 業者からの接待に係る再調査（総務部で実施）

いずれの会食も、一部関係者の協力が得られなかったため、主催者や総費用が判明しないものの、職員の負担額が過少だった可能性が高い。また、職員の多くが、過少だったと感じていたにもかかわらず確認を行わないまま過ごしたことは、注意を欠き、適切な対応とは言えないものだった。

・会食に参加した職員の聴取概要

	6 月の会食（13 人）	9 月の会食（9 人）
会の趣旨	全員が議員との意見交換と認識	全員が議員との意見交換と認識
主催者	全員が主催を否定し、「誘われた」と回答	全員が主催を否定し、「誘われた」と回答
コンパニオン等	コンパニオンと土産の存在が推認される。	コンパニオンと土産の存在が推認される。
職員の負担額	会費は 5 千円と推認される。 5 千円では不足するとの認識を持つ者が多い	会費は 5 千円と推認される。 5 千円では不足するとの認識を持つ者が多い
C 氏の同席	同席は事前には知らされていなかった。	同席は事前には知らされていなかった。

- C 氏……調査への協力を拒否 ・事業者 D……当時の状況がわからず、協力困難と回答 ・飲食店……回答なし
- F 議員……県職員との情報交換会との認識であり、主催者ではなく、C 氏から呼びかけられたと回答 ・G 議員……調査に協力できることはない旨の回答

(3) 通報者情報等の漏洩に係る再調査（総務部で実施）

職員から情報漏洩したとの申出はなかったが、一部関係者の協力が得られなかったため、疑いを完全に払拭することはできなかった。

なお、一部の職員において、職場や家庭での雑談など情報管理に対する認識の甘さが認められた。

- 知事部局及び水道局の職員（回答者 95 人）……情報漏洩の事実は確認できなかったが、一部、職場等での雑談等が認められた。
- C 氏……調査への協力を拒否 ・事業者 D……当時の状況がわからず、協力困難と回答

5 公共工事に係る日常業務における外部とのやりとり等に関する調査（総務部で実施）

※ 今後の再発防止策の検討に活かすことを目的に、建設工事等の設計や積算等を行う所属の職員を対象に、無記名によるアンケート調査を実施（回答者 407 人）

利害関係者や OB 等から働きかけを受けたり、特定の業者と飲食を共にしたことがあるとの回答が、それぞれ回答者の約 1 割からあった。一部、適切さを欠く対応をした可能性のある回答があった。

(1) 外部からの違法・不当な働きかけについて（回答数：33 人・50 件）

- 働きかけを行った者……「利害関係者」33 件、「利害関係者・OB」5 件、「利害関係者・その他」1 件、「OB」5 件、「議員」6 件
- 対応状況……「組織的に対応し断った」15 件、「個人で対応し断った」27 件、「個人で対応し断った・その他」2 件、「その他」6 件

※上記の内「適切さを欠く可能性のあるもの」

- 2 件 { ・予定価格を開き出そうとする OB に対し、断った。一方、大まかなヒントを与えた。
- ・入札の事前準備として行った参考見積書の依頼先を開き出そうとする OB に対し、教えてしまった。

(2) 特定の業者との飲食について（回答数：32 人・42 件）

- 飲食の趣旨……「OB を含む懇親会」28 件、「県議等との意見交換を目的とした会食に業者が同席」5 件、「特定の業者との会食」3 件、その他 6 件
- 費用確認の状況……「主催者に聞き取る等で確認」22 件、「適切と思ったので確認せず」12 件、「過少と思ったが確認できなかった」6 件、その他 2 件

逮捕された職員……A、B
逮捕された取締役……C
事業者……D
談合情報提供者……E
議員……F、G

＜要因・背景等＞

- 職員のコンプライアンス意識の欠如（不徹底）
- コンプライアンス意識を浸透させるための体制の不備
- 相談機能・環境の不備
- 日常における事業者との接触、事業者への過剰な配慮
- 入札制度や入札事務における不備

＜要因・背景＞

- 職員のコンプライアンス意識（利害関係者と飲食する際の費用負担等）の不徹底

＜要因・背景＞

- 職員のコンプライアンス意識（情報管理）の不徹底

＜取り組むべき課題＞

- 外部との適切な関係の確保